

令和5年度契約健診機関健診に関するQ&A

① 巡回健診を実施しているのに、会社へ受診票の一括送付を依頼する場合

Q: 会社で巡回健診をしているが、受診票の一括送付は可能か。

A: 受診票発行システムでの運用が難しい場合には、ご依頼いただければ受診票の一括送付は可能です。

お手数をおかけいたしますが、「令和5年度契約健診機関 受診票の一括送付依頼書」に必要事項をご記入いただき、当組合にFaxにてご依頼ください。

受診票の送付までに3週間程度お時間をいただきますようお願いいたします。

また、一括送付対象者につきましては、受診票発行システムでの再発行はできなくなりま
すのでご注意ください。再発行については④をご覧ください。

令和5年度契約健診機関 受診票の一括送付依頼書は[こちら](#)

② 会社が巡回健診をしている場合の受診票の取扱いについて

Q: 令和5年度から受診票発行システムで、受診票発行・印刷をおこなうとのことだが、会社で巡回健診をおこなっているが、その場合にはどうしたらよいのか。

A: 原則、受診票はご自身で発行・印刷をおこなっていただきますが、会社からのご依頼があれば、受診票を作成して一括送付をしております。

お手数をおかけいたしますが、会社の事務ご担当の方に一括送付依頼をされていないかご確認をお願いいたします。

※会社で一括送付を依頼しておらず、ご自身で受診票発行・印刷を行う場合には、「健診機関の選択へ」の際、入力項目「地方」欄を「その他」に選択すると「事業所巡回健診」と表示されますので「事業所巡回健診」をクリックしてください。

引続き「受診票の印刷へ」をクリック受診票の印刷をおこなってください。

③ 会社が受診票の一括送付を依頼した場合の被扶養者の受診票について

Q: 会社に受診票が一括送付されたが、被扶養者分の受診票はどのように発行したらよいのか。

A: 会社への一括送付は被保険者の方のみとなります。

被扶養者の方は受診票発行システムで、受診票の発行・印刷をお願いいたします。

④ 受診票の一括送付を受けた場合の再発行等について

Q: 会社で巡回健診には脳ドック健診がなく、後日、脳ドックを受診しようと、受診票発行システムで受診票を再発行しようとしたが、再発行できなかった。どうすればよいのか。

A: 会社に受診票を一括送付した場合には、受診票発行システムで受診票の再発行はできませんので、委託事業者 株式会社あまの創健へ電話にて再発行の依頼をしてください。

【一括送付者の再交付連絡先】

電話：052-930-8071

土日祝日を除く月～金 9：00～16：00

株式会社あまの創健 ネットワーク健診係

⑤ 受診票発行システムで受診票の発行・印刷をおこなっても契約健診機関で受診できないケース

Q：受診票発行システムで、受診予定日・健診機関名を登録して受診票を印刷したが、当日、健診機関で受診できなかった。

A：受診票発行システム登録前に、契約健診機関に予約はお済でしょうか。

同システムは、受診票の発行・印刷のみのシステムになります。

事前に契約健診機関での予約が必要です。必ず事前に健診機関に予約のうえ、同システムにて受診票の発行・印刷をおこなってください。

⑥ 自宅にプリンターがない場合

Q：自宅にプリンターがないので、受診票の印刷ができない。どうすればよいのか。

A：受診票発行システムで、委託事業者 株式会社あまの創健に印刷依頼ができます。

同システムを活用して印刷依頼をしてください。

⑦ 受診票発行システムにアクセスできる環境がない場合

Q：パソコン、スマートフォン、携帯など Web へのアクセス環境がないため、受診票発行システムにアクセスできない。受診票はどのように取得すればよいのか。

A：同システムにアクセスする環境がない場合には、お手数をおかけいたしますが、委託事業者 株式会社あまの創健に電話にて発行依頼をお願いいたします。

【受診票交付連絡先】

電話：052-930-8071

土日祝日を除く月～金 9：00～16：00

株式会社あまの創健 ネットワーク健診係

⑧ 受診票発行システムの代行入力について

Q：受診票発行システムへの登録を従業員から依頼されたが、会社の事務担当者が代理登録してもよいのか。

A：原則、ご本人での登録をお願いいたしますが、諸般の事情で代理登録をおこなう場合にはご本人の同意を得ておこなっていただきますようお願いいたします。

⑨ 受診票発行の登録をしたが、印刷しないで健診機関に赴いた場合

Q：スマートフォン等で受診票発行システムにて受診票発行を登録し、印刷せずに健診機関で登録画面を提示したが、健診を受診できなかった。

A：健診受診の際には、保険証と印字された受診票の提出が必要になります。

スマートフォン、タブレット等の登録画面の提示では健診は受診できませんので、必ず、受診票を印刷してご持参ください。

なお、自宅にプリンターがなく印刷できない場合には⑥をご覧ください。

⑩ 健診機関を変更した場合

Q：予約した健診機関から他の健診機関に予約変更したが、受診票はどうすればよいのか。

A：受診票発行システムにて受診予定日、健診機関名を変更して再発行いただくか、印刷した受診票の受診予定日、健診機関名等変更箇所を手書きで訂正して変更後の健診機関に受診票をお持ちください。

⑪ 併用可能な健診が後日の健診になった場合

Q：人間ドックを受診する際に、同日、脳ドックが受けられず、脳ドックは後日になってしまい、その際に、再度、受診票を持参するように言われた。

受診票発行システムで再発行は可能か。

A：受診票発行システムでの受診票の再発行は可能です。

入力項目にある「コース名」脳ドックを選択していただき、他の必須入力項目にご入力いただき再印刷をおこなってください。

一括印刷を依頼されている方は④、印刷環境がない方は⑥を、同システムにアクセス環境がない方は⑦をご覧ください。

※後日、併用可能な健診として婦人科検診を受診される際に、受診票を再発行する場合には、コース名「単独健診 婦人科コース」を選択してください。

※併用可能な健診については、当組合ホームページ 保健事業のご案内>各種健診・インフルエンザ予防接種欄 健診（検診）補助一覧等でご確認ください。

⑫ 契約健診機関以外で受診する場合

Q：契約健診機関以外で受診する場合でも受診票の発行・印刷は必要か

A：契約健診機関以外で受診する場合には受診票の発行・印刷は必要ありません。

健診補助を申請する場合には、健康診査等補助金申請書に健診機関の領収書（写）、健診結果（写）を添付してご申請ください。